



(仮称)いわき市 動物愛護管理 センター整備方針 (素案)概要

～人と動物が共に生きる
心豊かなまちを目指して～



1 本市動物愛護管理の基本理念

市民一人ひとりが動物への適正な知識や理解を深め、動物を通して生命を大切にする心を育てるとともに、動物の適正な管理がなされ、「人と動物が共に生きる心豊かなまち」を目指す

2 センター整備に向けた基本的な考え

(1) コンセプト

動物の愛護啓発と保護管理の機能を集約した形態とし『いのちを「守る」「繋ぐ」「学ぶ」場』としての役割を有し、『誰もが気軽に訪れ 動物とふれあい 命と向き合える交流施設』とします。なお、センターは家庭動物である犬猫を主体とします。

※家庭動物：犬や猫を中心として家庭等で飼育及び保管されている動物

【コンセプトを具現化するための機能】

- ①犬猫の適正な飼い方・接し方の啓発機能
- ②犬猫とのふれあいの場を提供する機能
- ③犬猫の殺処分を減らすための機能
- ④狂犬病等の感染症予防対策機能
- ⑤放浪犬等を保護収容・管理する機能
- ⑥民間団体との連携機能
- ⑦災害時における対応機能

(2) 整備にあたり配慮すべき事項

- 人獣共通感染症に留意し、衛生面に配慮
- 防音、防臭に努め、周辺地域の生活環境に配慮
- 諸室は、機能的に活用できるよう配慮
- 再生可能エネルギー設備の導入など環境負荷の低減に配慮
- 訪問者が安全かつ快適に利用できるよう「福島県人にやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル」を参考にバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮
- 災害時に自宅等で飼育が困難となったペットを一時的に保護する場所としての役割を果たせるよう配慮
- 維持コストの低減と維持管理のしやすさに配慮

3 運営形態等

(1) 運営形態

センター業務は、ボランティアなど多様な主体との連携を図ることを想定していますが、法の規定による狂犬病等の人獣共通感染症のまん延防止や、動物の適正な飼養に関し、専門的な知識を必要とする業務が多岐に渡ります。このため、運営形態は、質の高い行政サービスを提供すべく、公衆衛生獣医師（公務員獣医師）を中心とした公営とします。

(2) 事業手法

事業手法を検討するため、先行事例である全政令市(20市)とセンターを有する中核市(26市)の事業手法を調査した結果、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」施行後に整備したセンターのうち、民間事業者が収益性を見込むことは困難等の理由により、PPP/PFI手法を導入したセンターはありませんでした。

このため、本市がセンターに備える機能が、先行市が有する機能と大きく異なるものではないことを踏まえ、設計・建設の事業手法については、調査した先行市同様、公設を基本とします。

(3) 従事体制

現状での家庭動物に関する市の業務は、保健所生活衛生課動物愛護係が担っており、公衆衛生獣医師3名、事務職1名、会計年度職員1名の5名体制で対応しています。

センター整備後は、各種申請や動物に関する苦情相談、収容した犬猫の飼育などの既存業務に加え、定期的な譲渡会の開催や不妊去勢手術の実施など、殺処分減少に向けた愛護啓発や保護管理に係る新たな取り組みを見込んでいます。

これらを適切に実施するためは、現状の従事体制では困難と思料されることから、他市センターの従事体制も参考としながら、施設の役割を適切に果たせるよう、具体的な職種や人数について調整を図ります。



4 整備方針

(I) 整備計画地

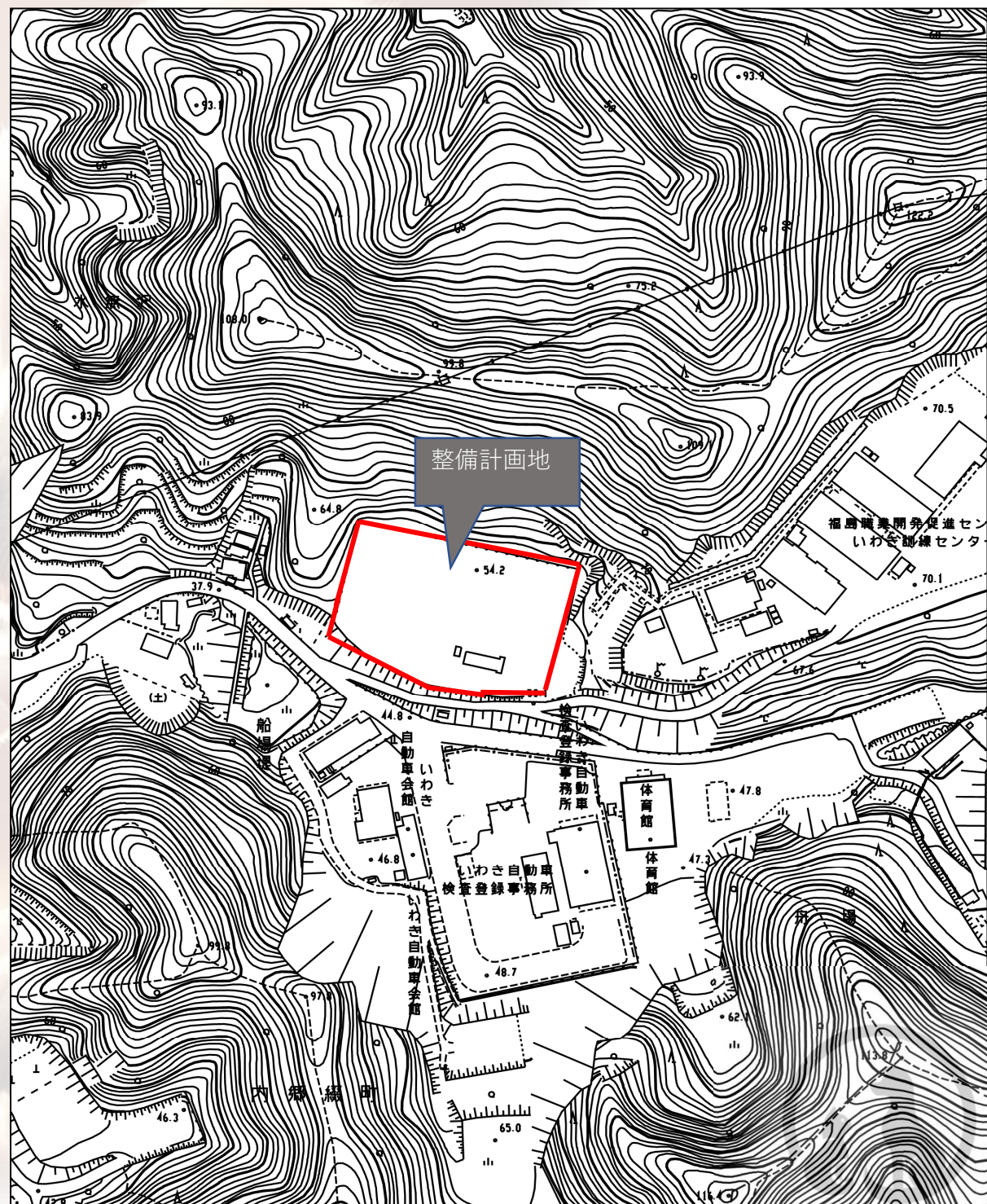
災害発生時の安全性、騒音等による周辺への影響、インフラ整備状況、敷地面積、市民の利便性を総合的に評価した結果「旧ポリテクセンター跡地」を整備計画地として進めます。

《概要》○所在:内郷綴町舟場1番162 ○敷地面積:7,966m² ○地目:宅地 ○所有地:いわき市 ○区域区分:市街化調整区域
○災害指定:地すべり防止区域(県にて対策工事済)

【位置図】



【拡大図】



(2) 施設規模

令和元年度の検討市民委員会から報告を受けた「施設の機能(取組み)」や「施設の構成(機能を具現化させるための諸室等)」を満たすことを基本とし、建物の床面積を概ね900㎡とします。なお、犬猫の計画収容頭数は、昨今の保健所での収容頭数を基本とし、犬20頭程度、猫50頭程度とします。
※具体的な施設規模は、基本設計や実施設計を踏まえ決定

(3) 施設の構造

犬猫を収容する施設であるため、堅牢さに加え、周辺環境への影響に配慮し、遮音性と気密性が高い構造である「鉄筋コンクリート造」を主体とします。なお、周辺環境への影響を及ぼすことのない諸室は、より建設費用が抑えられ、維持管理がし易い構造方式の採用を検討します。

(4) 施設の機能(施設での主な取組み)

No.	機能	主な取組み ※青字は新たな取組みとして検討
1	犬猫の適正な飼い方・接し方の啓発機能	○飼い犬のしつけ方教室 ○飼い猫・地域猫に関する教室(にやるほど猫学) ○ペットを飼う上での心構え教室(災害への備え、看取りなど) ○動物愛護ふれあいフェスティバル ○動物取扱責任者を対象とした研修会 ○犬猫販売時における適正飼養の啓発
2	犬猫とのふれあいの場を提供する機能	○定期的な譲渡会の開催 ○小学校・保育園等と連携した教育の場の提供 ○高齢者施設等と連携した癒しの場の提供
3	犬猫の殺処分を減らすための機能	○飼い猫不妊去勢手術費助成補助 ○所有者のいない猫不妊去勢手術費補助 ○多頭飼育崩壊の早期発見・早期対応 ○「公益財団法人どうぶつ基金」の助成制度を活用した不妊去勢手術費支援 ○譲渡前トライアル制度の導入
4	狂犬病等の感染症予防対策機能	○法定義務(犬の登録、毎年狂犬病予防注射) 遵守の啓発 ○人獣共通感染症等の情報提供 ○狂犬病発生時の対応
5	放浪犬等を保護収容・管理する機能	○野犬等の捕獲業務 ○収容犬猫の管理業務 ○不妊去勢手術の実施 ○注射による殺処分 ○死亡した犬猫の火葬処理
6	民間団体等との連携機能	○ミルクボランティアの育成 ○犬猫販売時等における適正飼養の啓発(再掲) ○地域猫活動団体拡充に向けた啓発 ○所有者のいない猫不妊去勢手術費補助(再掲) ○「公益財団法人どうぶつ基金」の助成制度を活用した不妊去勢手術費支援(再掲)
7	災害時における対応機能	○災害時にはぐれたペットの保護収容 ○災害時に自宅等でのペットの飼育が困難となった場合等の一時預かり



(5) 施設の構成 ((4)の機能を具現化させるための諸室等)

① 施設内：ア「動物愛護啓発・保護管理部門」、イ「市民交流部門」、ウ「事務管理部門」に分け、来場者の安全確保を第一としつつ、それぞれの諸室が機能的に活用できるように配慮します。

部門	諸室等名	役 割
ア	プラットホーム(犬猫受入箇所)	収容直後に、怪我の有無、健康状態、人への適応度などを確認し、その後の対応を判断
	処置室・手術室	怪我の手当、血液検査、妊娠診断、感染症予防ワクチン接種、将来的には不妊去勢手術を実施
	犬保護管理室・猫保護管理室	譲渡適性があると判断されるまでの飼養管理(経過観察) 犬5頭程度、猫15頭程度
	犬飼育室・猫飼育室	譲渡適性があると判断した犬猫の飼養管理 犬15頭程度、猫35頭程度
	犬隔離室・猫隔離室	感染症罹患等犬猫の飼養管理(経過観察) 犬猫それぞれ2頭程度
	犬運動室	健康管理の運動スペース、譲渡希望者との相性確認の場、災害発生時の一時的な保護スペース
	飼料室	餌の保管、給餌準備
	グルーミング室	寄生虫除去、譲渡率向上に向けたシャンプー等
	洗濯室	飼養管理するうえでの毛布等を洗濯
	焼却室	収容中の死亡や、重篤な状態で回復の見込みが無く殺処分をした犬猫を焼却。※ガス室等の殺処分を目的とした諸室は整備しない。
イ	情報発信コーナー(エントランス)	譲渡対象犬猫の写真展示、動物愛護絵画コンクール作品展示、動物関連刊行物の配置
	研修室	市が主催する家庭動物関連教室、動物取扱責任者研修会、犬猫譲渡会、小学校・保育園等による情操教育の場としての活用、災害発生時の一時的な保護スペース
	ボランティア室	収容動物への給餌・給水、災害により一時的に収容した犬猫の保護管理や支援物資の整理
	ふれあい室(猫)	譲渡希望者との相性確認の場 ※犬は犬運動室を活用
	おやこ室	訪問者のオムツ替えや授乳
	訪問者用トイレ	男性用(小3、大2)、女性用(3)、多目的(1)
ウ	事務室	各種申請受付。事務所衛生基準規則(厚労省)に基づくスペースを確保
	会議室・相談室	職員会議、訪問者相談(各1室)
	更衣室	職員更衣室(男女それぞれにロッカー設置)
	給湯室	来客者等利用食器洗浄(簡易的なキッチン、冷蔵庫を配置) 食品残渣等保管場所
	委託業者控室	昼食時等の休憩スペース
	職員・委託業者用トイレ	人獣共通感染症発生時を考慮し、訪問者用とは別に設置(男性用(小1、大1)、女性用(1))
	シャワー室	野犬等捕獲作業後など、感染症の疑いのある犬猫を扱った場合に利用
	倉庫	保存年限文書保管、飼養上の消耗品保管
その他	玄関(風除室)	
	機械室	空調機器等管理室



(5) 施設の構成((4)の機能を具現化させるための諸室等)

② 施設外

整備項目	役 割
受水槽	上水道本管が細いことに加え整備計画地より下に位置しているため、本管を施設へ直結した場合、同本管を利用している周辺施設と同時に使用すると水圧が著しく低くなることから、受水槽を設置する。
排水処理設備	公共下水道エリア外
駐車場	①訪問者駐車場：研修室の利用人数にあわせ、障がい者用を含め50台程度 ②公用車駐車場：捕獲車両1台、広報等車両2台 広報設備劣化防止のため屋根を設置
倉庫	犬の捕獲器や各種啓発に活用する大型の資器材を保管
市民の憩いのスペース	・ペット連れの訪問者も利用できるスペース ・動物ふれあいフェスティバル開催時は、乗馬体験コースとしても活用
逸走防止等フェンス	敷地内からの犬の逸走防止と訪問者の安全確保
監視カメラ	敷地内や周辺への動物の遺棄を抑止

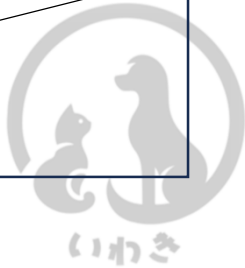
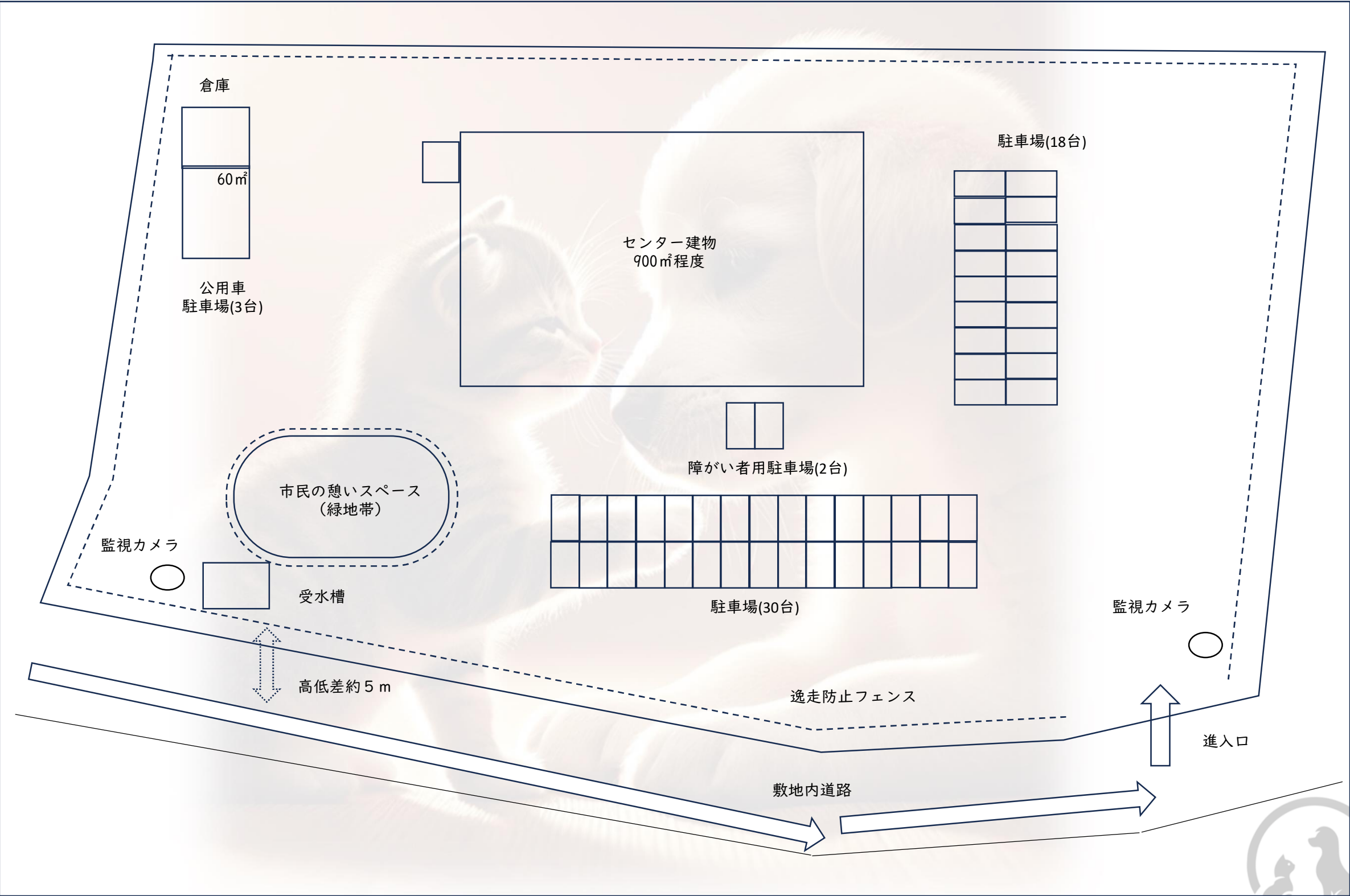
③ その他

「市環境基本計画」に基づき、再生可能エネルギーや省エネルギーの設備を導入します。
また、蓄電池など、災害発生時でも収容犬猫を適正に飼養管理するための設備を導入します。



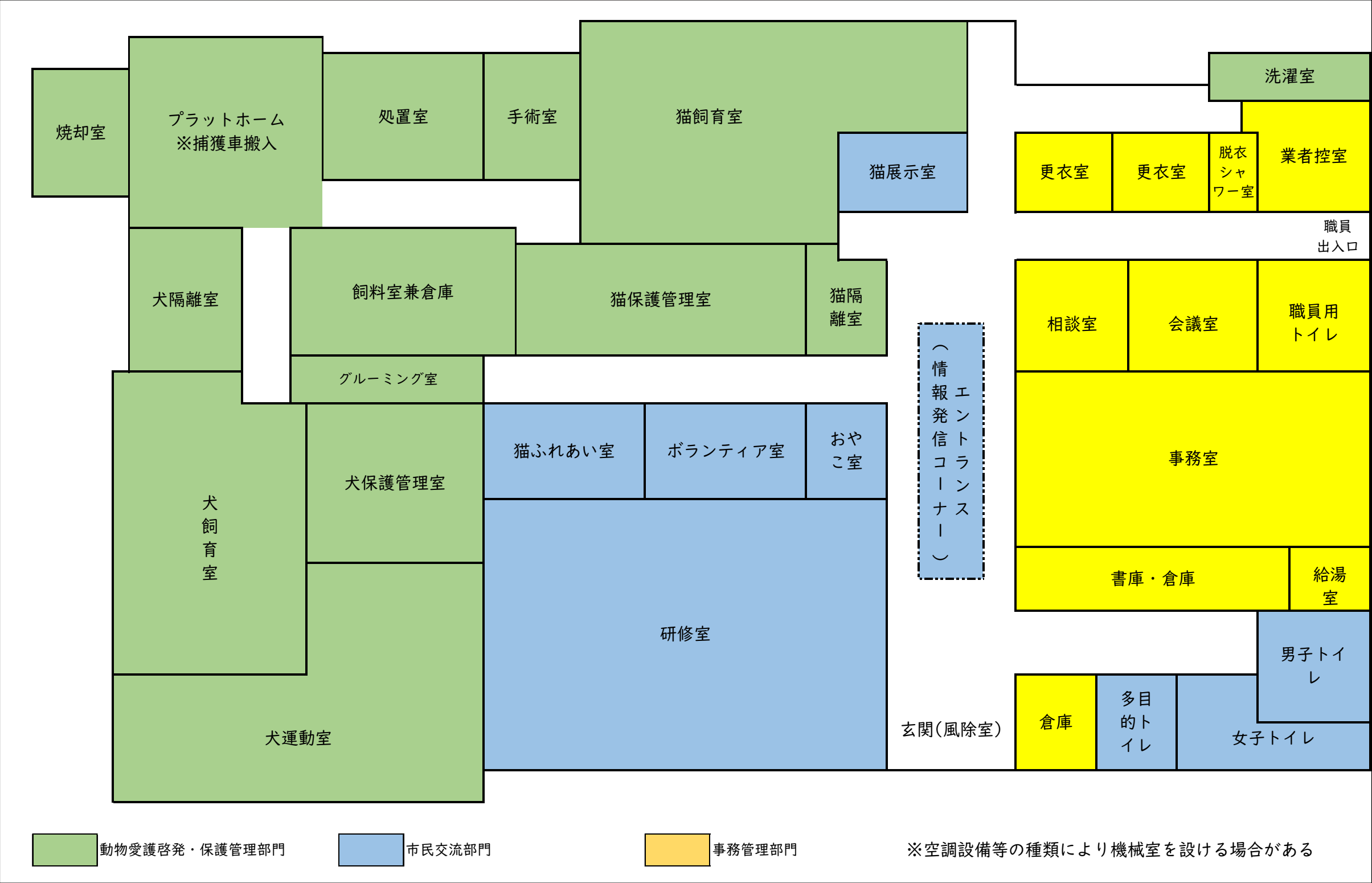
(5) 施設の構成((4)の機能を具現化させるための諸室等)

【敷地内ゾーニングイメージ】※詳細な配置は、基本設計・実施設計を踏まえ決定



(5) 施設の構成((4)の機能を具現化させるための諸室等)

【室内ゾーニングイメージ】 ※詳細な配置は、基本設計・実施設計を踏まえ決定



センターは本市初の施設であり、動物収容を主な目的とする用途の特殊性を考慮すると、基本設計・実施設計の発注については、プロポーザル方式も視野に入れ進めます。

センター整備には多額の費用が見込まれますが、財源として活用可能な国の補助金「動物収容・譲渡対策施設整備費補助金」の予算額が例年少額であるため、整備費用の大部分を市の単独予算で賄う必要があります。

このため、自治体向けのふるさと納税制度（ガバメントクラウドファンディング）などを活用し、整備費用の確保に努めます。

また、近年、保健所へ収容される犬猫は、全国的にも猫が圧倒的に多い状況にあります。その数を減らすためには、所有者のいない猫への不妊去勢手術が、望まれない命の誕生を抑制する最も有効な手段ではありますが、手術費への市の支援額も年々増加傾向にあります。

さらに、センターで収容した犬猫は、原則、新たな飼い主へ譲渡されるまでセンターで管理することとなりますが、その期間が長期に及ぶことも想定されます。

これら支援や管理に係る予算の安定的な確保策として、動物愛護に関する基金の創設などを検討します。

6 センター供用開始までのスケジュール

最短で、令和10年度の供用開始を目指し整備を進めます。

年度	造成関連	建築関連
R7	○整備地測量 ○進入路実施設計・法面予備設計	—
R8	○法面実施設計	○地質調査 ○建築・設備基本実施設計
R9	○進入路工事(法面、側溝敷設)	○建築・設備基本実施設計 ○建築工事(外構含む)
R10	○進入路工事(舗装)	○建築工事(外構含む)
	供用開始	

